

2024年3月28日

OKB・UCカード会員規約等改定のお知らせ

OKB ペイメントプラットフォーム

2024年3月31日付で、会員規約を改定致します。改定箇所は以下の通りです。

【個人会員規約】

改定前	改定後
第10条(退会及びカードの利用停止と返却) 第2項 (イ)～(カ)略	第10条(退会及びカードの利用停止と返却) 第2項 (イ)～(カ)略  (ヨ)本人会員が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。
第26条(支払停止の抗弁) 第1項 (ロ)商品の破損、汚損、故障、その他瑕疵(欠陥)があること。	第26条(支払停止の抗弁) 第1項 (ロ)商品の破損、汚損、故障、その他の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合があること。

【法人会員】

改定前	改定後
第10条(退会及びカードの利用停止と返却) 第2項 (イ)～(ワ)略	第10条(退会及びカードの利用停止と返却) 第2項 (イ)～(ワ)略  (カ)カード使用者が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。

【コーポレート(会社主債務)】

改定前	改定後
第11条(退会及びカードの使用取消と返却) 第2項 (イ)～(カ)略	第11条(退会及びカードの使用取消と返却) 第2項 (イ)～(カ)略  (ヨ)カード使用者が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。

【コーポレート（会社主債務）】

特約追加

《カードの不発行に関する特約》

当社は、UC コーポレートカード会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）（以下、「会員規約」と称します）第1条に定める法人会員が希望する場合、会員規約第4条1項の定めにかかわらず、カードを発行することなく、カード情報のみを法人会員に通知して、当該カード情報をカードと同様に利用することを認める場合があります。この場合、会員規約及び当社と法人会員が締結する契約書等において「カード」とある条項は、原則として「カード情報」と読み替えて適用します。

以上